
**3035. 輸出取止め再輸入申告
審査終了**

業務コード	業務名
CEC	輸出取止め再輸入申告審査終了

1. 業務概要

システムにより行われた輸出取止め再輸入申告または輸出取止め再輸入申告変更された手続きについて、審査が終了した旨を登録し輸出取止め再輸入許可を行う。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、時間外執務要請届がされている必要がある。

2. 入力者

税関

3. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出取止め再輸入許可 通知情報	以下のいずれかとして出力 ①輸出取止め再輸入許可通知情報（大額） ②輸出取止め再輸入許可通知情報（少額）	申告者*1
		輸出者*2
		輸出許可時の税関官署
輸出取止め再輸入許可 通知情報（輸出マニフェ スト通関申告）	輸出マニフェスト通関申告取止め再輸入許可に係る 審査終了である場合で、許可となった場合	申告者*1
		輸出者*2
		輸出許可時の税関官署
輸出取止め貨物情報 （海上の場合）	なし	通関蔵置場 （分散蔵置されている 場合は、すべての通関蔵 置場）*3*4
輸出取止め貨物情報 （航空の場合）	なし	通関蔵置場*2*4

(*1) 情報出力要求表示欄に「Y」と入力された場合は、申告者（申請者）に出力せず、入力者に出力する。

(*2) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力

(*3) システム参加蔵置場の場合は出力

(*4) 輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、

「輸出取止め再輸入申告事項登録（EEA）」業務で入力された通関予定蔵置場に出力する。